No.１６

議案第１２８号及び議案第１２９号の参考資料

# 答　　申　　書

熊谷市特別職報酬等審議会

令和６年１１月２０日

熊谷市長　小　林　哲　也　様

熊谷市特別職報酬等審議会
会長　大久保　和　政

特別職の報酬等の適正額等について（答申）

令和６年１１月１４日付け熊職第２４８０号で諮問のあった事項について、慎重に審議した結果、別紙のとおり答申します。

# 答　　申

令和６年１１月１４日に意見を求められた特別職の報酬等については、次のとおり措置されることが適当である。

記

１　市議会議員の議員報酬

現行額で据え置く。

２　市長、副市長及び教育長の給料

現行額で据え置く。

３　市議会議員、市長、副市長及び教育長の期末手当支給率

⑴　令和６年度

６月期　現行どおり　　（２２５／１００）

１２月期　２３５／１００　（２２５／１００）

⑵　令和７年度以降

６月期　２３０／１００　（２２５／１００）

１２月期　２３０／１００　（２３５／１００）

４　適用時期

上記３⑴について、令和６年１２月１日から適用する。

３⑵について、令和７年４月１日から適用する。

１　答申に当たって

令和６年１１月１４日、市長から「市議会議員の議員報酬」、「市長、副市長及び教育長の給料」及び「市議会議員、市長、副市長及び教育長の期末手当支給率」の３点について意見を求められた。

これら３点を審議する上での最近の経済情勢としては、記録的な円安や価格転嫁の進展により企業収益が高水準を維持していることを背景として各種指標を押し上げる結果となっており、「毎月勤労統計調査」によると、本年４月のパートタイム労働者を除く一般労働者の所定内給与が昨年４月に比べ２．３パーセント増加するとともに、「法人企業統計調査」によると、企業収益は令和６年４－６月期の経常利益で、製造業においては前年同期比１３．０パーセント、非製造業においては１３．３パーセント、額にして約３５兆円の増加と、四半期ごとの額としては過去最高となるなど、顕著な上昇傾向を示している。

また、雇用情勢としては、「労働力調査」によると、本年４月の正規従業員の雇用者数が昨年４月から２万人増加し、３，６６６万人となるなど雇用環境も着実に改善している。

こうした指標の一方で、我が国の深刻な労働力不足が大きな社会課題となっている中において、全産業におけるＤＸ化の推進が急務となっているが、経済産業省が「ＤＸレポート」内において指摘しているいわゆる「２０２５年の崖」に代表されるレガシーシステムからの脱却をはじめとするＤＸ化の遅滞への取組は喫緊の課題となっている。

こうした民間事業所の賃金・雇用情勢の状況を反映して、人事院は、３年連続で月例給、特別給ともに引き上げることとし、特に月例給については約３０年ぶりとなる高水準のベースアップを相当とする勧告を行った。

このような状況を踏まえ、当審議会では諮問の趣旨を十分に認識した上で、各種の資料に基づき、率直な意見交換を行い、公正不偏の立場から慎重に審議を行った。

⑴　市議会議員の議員報酬について

市議会議員は、市民ニーズが複雑多様化し、行政の内容が高度化していることに伴い、高い見識と高度な専門知識が求められており、受けるべき報酬の額は、市民の代表として課せられた社会的責任及び高度かつ広範な職務内容に十分相応するものでなければならない。

また、市議会議員として、市政における二元代表制の下で市民の代表としてその負託と信頼に応え、課せられた社会的責任を果たしていくためには、受けるべき報酬の額は、市民の理解と納得が十分得られる水準であることが求められる。

これらを勘案した上で審議したところであるが、市議会議員の議員報酬の額については、人口規模を基礎とした県内他市との比較においておおむね人口に見合った水準となっていること、また、当該額については、本年４月から引き上げられたことに伴い、一般職職員の給料月額との適正な較差の均衡が保たれていること等に鑑みると、現行額に据え置くことが適当であると全員一致で決定した。

⑵ 市長、副市長及び教育長の給料について

市長は、市政執行の最高責任者として市民ニーズの変化に対応し、効率的で質の高い行政サービスを提供するとともに、本市の将来を見据え、各種施策を積極的に推進している。副市長は市長のトップマネジメントを補佐する実務責任者として重大な責務を果たしており、また、教育長は教育委員会を代表する教育行政の責任者として複雑かつ多様な課題に対応している。

このことから、市長、副市長及び教育長の給料の額は、その重責を適切に果たしていく上でふさわしい適正な水準の額が確保されるべきであるということが委員の総意であることを踏まえた上で、その適正額を審議した。

審議の中では、市長、副市長及び教育長の給料の額については、本年４月からの引上げにより、県内順位も大幅に改善されており、市長、副市長及び教育長の給料の額がその職責に応じて支払われる

べきものであるという性質に鑑みると据置きとすべきであるとの意見や、民間事業所における賃金・雇用情勢等について着実な改善が見受けられるものの、中小企業まではその恩恵が行き届いておらず、現時点における引上げは困難であるとの意見が示された一方で、市長、副市長及び教育長の給料の額を引き上げるためには、本市の財政状況を踏まえ適切に判断していくべきであるとの意見や、市長、副市長及び教育長の給料の額については、依然として県内人口規模を基礎とした県内他市との比較においてやや低い水準となっていることから、適正な水準まで引き上げるべきとの意見が示された。

これらの意見を踏まえ、当審議会としては、市長、副市長及び教育長の給料の額が本年４月から引き上げられたことに伴い、県内他市との比較における適正水準への是正が確実に進みつつあること、また、今般の物価高騰等による厳しい社会経済状況下における市民感情等も考慮すると、現行額に据え置くことが適当であると全員一致で決定した。

なお、市長、副市長及び教育長の給料の額については、人口規模を基礎とした県内他市との比較において、依然としてやや低い水準となっていることを念頭に、当該職に係る給料の適正額はその職責に応じた適切な水準が確保されるべきであるという原則を踏まえた上で、今後の経済情勢、賃金情勢その他諸般の状況を見極めながら、引き続き具体的な検討を進めていく必要があることを意見として申し添える。

⑶ 市議会議員、市長、副市長及び教育長の期末手当支給率について

期末手当の支給率については、従来から、一般職職員との均衡を考慮しながら改定してきた経緯があることから、一般職職員と同様に、年間支給率を０．１月分引き上げ、４．６０月とすることが適当であると全員一致で決定した。